

行政書士しずおか

2018 新春号 No.290



「もうすぐワクワク」 静岡支部 前田芳秀 会員

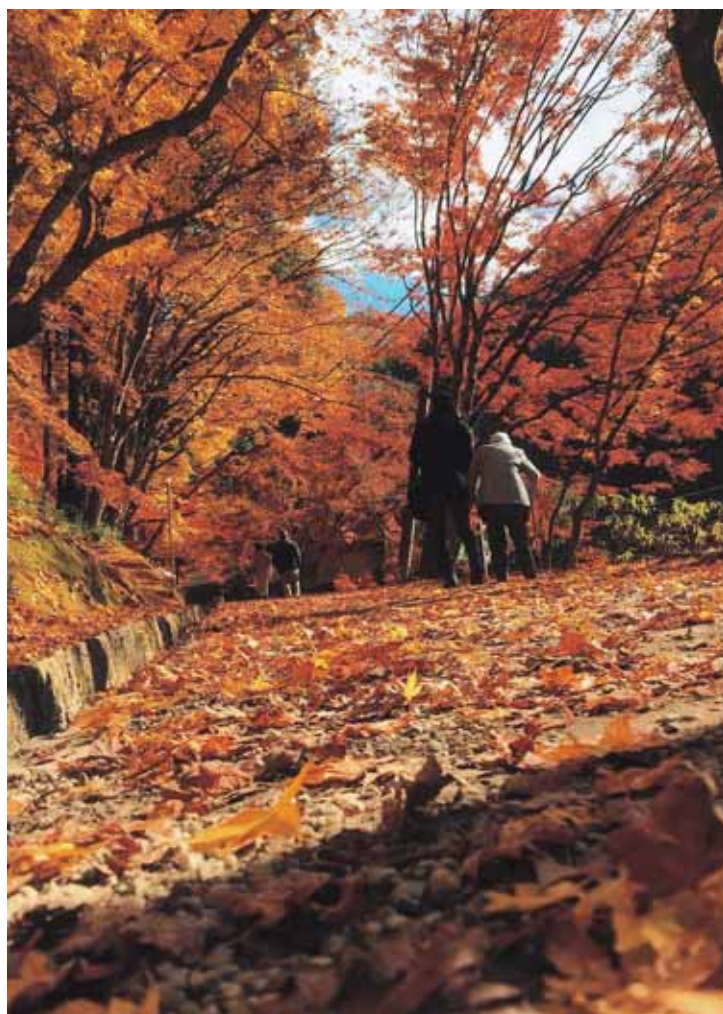


静岡県行政書士会

第22回
写真コンクール
入選作品



「秋深し」
西遠支部 村松正利 会員



「睡蓮」
伊豆支部 石井康一 会員



「写生」

三島支部 永原 喜世治 会員



「晩秋の大阪城」

沼津支部 高田 匡紀 会員



「荘厳華麗」

島田支部 鈴木 芳雄 会員



「千頭のSL」

静岡支部 佐藤吉男 会員



「ガラスのスクリーン」

西遠支部 竹内一登 会員



「ひまわり」

山口真弓 事務局職員

「魚を狙うハシビロコウ」

沼津支部 竹内 愛 会員

CONTENTS

新年のご挨拶	静岡県行政書士会会長	平岡 康弘…… 2
	静岡県知事	川勝 平太…… 3
	静岡県議会議長	杉山 盛雄…… 4
	自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長	天野 一…… 5
	行政書士制度推進静岡県議会議員連盟会長	三ツ谷金秋…… 6
平成29年度行政懇談会（最終報告）		7
平成29年度行政書士試験実施報告		16
平成29年度行政書士制度広報月間実施報告		18
官庁訪問		19
全国知財業務担当者会議の報告		20
投 稿		
江戸の奇僧・風外禅師の生涯	静岡支部 佐藤 吉男……	21
「富士に至る道」～富士山の登山案内絵図～	御殿場支部 勝又 洋……	23
掲 示 版		
県行政書士会が県社会福祉協議会へ寄付		26
関東地方協議会の報告		27
告 知		28
広報委員会からのお知らせ		29
会員の動静		30
講習会・研修会 報告		35
会議議事録内容		37
会 務 録		42
つぶやき・編集後記		48



高校生時代、八十八夜を過ぎると通学自転車置場の傍にあるお茶工場から薫る茶葉の素晴らしい香りでワクワクしたものでした。

そして、この写真、萌黄色の「みるい芽」たちが「早く摘んで～」とワクワクとお茶摘みを待っていそうな気がして撮影してみました。

場所は、静岡のオクシズ「水見色」。

支部厚生部企画ハイキングで静岡市「高山・市民の森」まで水芭蕉の花を見に行く途中の谷の風景でした。

静岡支部 前田芳秀



新年のご挨拶

静岡県行政書士会会長 ひら おか やす ひろ
平 岡 康 弘

新年あけましておめでとうございます。

平成30年の元旦は、静岡県下快晴のなかオレンジ色に輝く初日の出を拝むことが出来、新年の抱負を胸に、眩いばかりの太陽に向かって手を合わせてそれぞれの想いをお祈りしたことと思います。

お正月恒例の箱根駅伝では、青山学院大学が4連覇を成し遂げ、史上初の5連覇へと勢いづくなか、私の母校の駒澤大学は9年振りにシード権を失い残念な結果に終わりましたが、再び箱根路に戻って活躍してくれることを願っているところです。

間もなく平昌（ピョンチャン）オリンピックが始まろうとしていますが、平和の祭典であるはずのオリンピックに、流動的ではあるが最大の驚異とされている北朝鮮の参加、そしてアメリカ、ロシア、中国との均衡を保つなかで始まろうとしている憲法9条の論議が平和維持のためになされることなのか不安を抱くところです。私たち行政書士も法律家として身を置く立場から憲法の条文を読み解く必要があるのではと思う次第です。

さて、昨年5月の定時総会より新体制のもとスタートし、半年以上が経過しました。会の運営にあたり、会員の皆様はじめ各方面からのご支援、助言を頂いていることに感謝申し上げます。

私たち行政書士の業務は、最近では、ドローンの飛行許可申請、地理的表示登録、食品衛生管理（HACCP）の義務化（予定）等にもみるように社会の変化により新たな業務が常に発生するという性格から業務の普及を担う会の組織は連合会のみならず、単位会においても拡大を余儀なくされ対応してきているところです。静岡会においても業務拡充に向けての取組のなかで、会務ならびに委員会をはじめとしたグループ、プロジェクトチームと組織を再編し、事業を展開してまいりました。その取り組みにおいて、目的を達成したグループ・プロジェクトチーム、継続する事業、新規の事業等を整理し、現在、行政書士を取り巻く環境に合わせ、組織の集約作業を行っているところです。次年度に向けて会員の皆様のお仕事が更に円滑に進むよう的確な情報提供が出来ることと思っています。

また、空き家問題をはじめ、所有者不明土地問題、納税義務者不明問題に関する権利者調査業務において行政書士が業務として関与することから連合会でも関係省庁へ働きかけているところですが、静岡会でも既に静岡市から道路内民地の権利者調査ならびにその土地の寄付行為の意思確認までの業務を受託している等の実績を踏まえて、関東地方協議会、連合会へと業務の拡充に向けて静岡会から進んで発信させていきたいと取組んでいるところです。

この所有者不明土地等に関する関連業務は、今後、公共事業のみならず、民間事業においても必要不可欠であることから行政書士が大いに関与し業務として確立させていかなければなりません。

そして外国人の問題を扱うADRも法務省への申請も済み、間もなく認証になる予定です。ADR調停活動を通じて、社会に貢献するとともに、調停活動で関与するそれぞれの役所との関係を今以上に深めることで、本業である行政書士業務においても、その効果は大きいものと考えています。

これからの会の運営にあたりまして、多くの方々からご意見を頂戴しながら会務に邁進する所存です。最後になりましたが、会員の皆様の今年一年が健やかであり、飛躍の年となりますよう心からお祈りいたします。



新年のご挨拶

静岡県知事 川 勝 平 太

明けましておめでとうございます。

皆様、お健やかに新年を迎えられていることと、お慶び申し上げます。

私は、知事就任以来、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を掲げ、ポスト東京時代における先導役を担うという気概をもって、それを実現するための「県民の県民による県民のためのマニフェスト」の実践に全力を傾注してまいりました。現在の総合計画は、皆様の御理解と御支援で10年計画を実質7年1か月で達成できる見込みです。静岡県政は二度、マニフェスト大賞（グランプリと特別賞）に輝きました。

知事としての一期目から二期目への節目となる平成25年初夏、富士山の世界文化遺産登録と茶草場農法の世界農業遺産の登録とが同時に実現しました。それを皮切りに、韮山反射炉の世界文化遺産登録、朝鮮通信使の世界の記憶への登録など、本県の世界クラスの資源・人材群は4年半（54カ月）の間に64件にもなりました。実に1か月に1件以上のペースで国際的評価を獲得しております。まさに、“ふじのくに”静岡県は世界の檜舞台へと立ち現れつつあります。

昨年末には、富士宮市に「静岡県富士山世界遺産センター」が開館し、この春には、島田市に「ふじのくに茶の都ミュージアム」がオープンします。2019年春には、日本最大の観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン」が本県で展開され、秋にはラグビーワールドカップ、2020年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催と、“ふじのくに”静岡県の魅力を国内外に発信する絶好の機会が立て続けに到来します。

「東京から見た静岡県」ではなく、「世界から見た静岡県」という考え方に立ち、ローカルながらもグローバルに通用する“理想郷ふじのくに”を目指します。そのための新しい総合計画を、現在、策定中です。基本理念は従来通り「富国有徳」です。人をつくり、富をつくるのが二本柱です。徳のある人材（士）を育て、物心の豊かさ（富）が満喫できる政策を立案いたします。この地域に生きる誰もが、努力をすれば、みずからの夢を実現し、幸せを実感できる社会を目指します。特に夢のある若者が、志をもって努力すれば、夢がかなう“Dreams come true in Japan”の拠点となれるように、新しい日本のロール・モデルを目指します。

県土が安全で、県民が安心し、生活が安定する「県民幸福度の最大化」を目指します。安全の確保と福祉の充実を最優先にし、未来を担う有徳の人づくりと豊かな暮らしの実現につながる政策を実践し、本県の魅力の内外への発信に努め、国際交流を拡大させます。

県民の皆様が、明るい希望を持ち、居心地が良い地域づくりに全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

静岡県議会議員長 すぎ 杉 やま 山 もり 盛 お 雄

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

毎年、原則として12月12日の「漢字の日」に、京都市東山区の清水寺でその年の世相を漢字一字で表現する行事が行われていますが、今年の漢字は「北」でした。「北」は、人と人が背を向けていて話をしていない状態を表しているという森清範貫主せいほんかんすの言葉にもあったように、国内外ともに人と人がきちんと向き合い話し合うことの重要性を感じさせる1年でありました。

わが国は第4次安倍政権がスタート、国際情勢に目を向ければアメリカはトランプ政権が発足し大統領の一举手一投足が物議を醸しており、北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射など、油断ならない状況となっております。

昨年は、県知事選挙、衆議院総選挙と、本県にとっては選挙の年でありましたが、県政を顧みますと、大規模災害対策、人口減少対策、産業振興対策など、待ったなしの課題が山積しております。県議会といたしましても、県民のくらしの安全・安心と、本県に持続的な経済成長をもたらす施策の推進のため、引き続き全力で取り組んでまいります。皆様にも、県民と行政とをつなぐ懸け橋として、一層の御尽力をお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、今年一年の会員の皆様の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げます、お祝いの言葉といたします。



新年のご挨拶

自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長
静岡県議会議員 ^{あま}天 ^の野 ^{はじめ}一

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

いま、国家資格の中で最も人気がある資格が行政書士と言われております。行政書士は法律専門国家資格者の中でも、幅広い業務範囲を持っており、特に官公署に提出する建設業、宅建業、運送業、産業廃棄物処理業、風俗営業等の許可申請はその数1万を超えると聞いて、驚いた覚えがあります。

さて、私は少子高齢化が進展し、高齢者が溢れるような時代になればなるほど、行政書士が出番となる場面はもっと増えるとみています。それはなぜか？高齢化に伴い、自分自身や自分の身近な親族の死に伴う遺言や相続、さまざまな契約書の作成、それに認知症の進行に伴う成年後見など、高齢者を取り巻く環境は、複雑な手続きを要する問題が増加していくからです。

こうした時代にあって、一番求められているのは、例えば「電球一個でも取り替えてくれる」小回りの利く、街の電気屋さんの存在です。歳をとると、体の自由がきかなくなります。ちょっとした動作ができなくなる。そのような時に、電話一本で駆けつけてくれる街の電気屋さんとはとても有難い存在です。難しい法律や手続きを気軽に相談でき、機敏に対応し「お年寄りの生活全般」をまとめて面倒を見るような仕事が、これからどんどん増えていくのではないのでしょうか。高齢者の電話の前には、「病院、タクシー……行政書士」の電話番号が書いてあり、そこに電話をすればすぐに駆けつけてくれ、ほとんどの物事は解決する。そういう時代になるような気がします。その意味でも、これからは弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士間での連携を図ることが、より強く求められる時代になると思います。

私が参画するNPO法人静岡ビジネスサポートセンターでは、長年、企業のM&Aや事業承継に取り組んでまいりましたが、最近では高齢者の財産や相続の相談を受け付けることが多くなりました。これについては「士業」の皆様のお力、とりわけ近年は「代理権」や「成年後見制度」が認められた行政書士の皆様のご理解とご協力が何より大切です。そして、将来的には高齢者が自分で最期をプロデュースすること、看取りから死後も含めた人生のエンディングプランまでを描き、よりよく生きるためのお手伝いをさせていただきたいと考えております。

最後に、行政書士の活躍のフィールドは今後ますます広がっていくと予想されます。皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



新年のご挨拶

行政書士制度推進静岡県議会議員連盟

会長 みつや三ツ谷 かなあき金 秋

平成30年戌のとしを、こころ健やかに迎えられました、行政書士会の皆様様に、心からお慶びを申し上げます。

昨年中は「一番身近なところに課題を見出し」行政書士会の意見提案として発議され、会長始めとする役員方々の情熱と御尽力により、県行政に反映し、県民には、行政や政治を身近に感じて頂くことが出来ましたこと行政書士会のおかげと感謝と御礼を申し上げます。私たちもそれらに呼応すべく「ふじのくに県民クラブ 公明党県議団 無所属の会」などにより「行政書士制度推進静岡県議会議員連盟」を立ち上げました。連盟では行政書士の重要性に鑑み、行政書士の社会的地位向上及び行政書士制度の充実、発展を図り、もって行政手続きに係る利便性の向上及び県民の福祉向上に貢献する事を目的に努力する覚悟でございます。

県当局とでは、経営事項審査業務の事前審査等の契約を結ばれておりますが十分とは言えません。そこで昨年の行政懇談会での第一分科会から第四分科会での行政書士からのご提案を基に、議員連盟として実践可能な課題を選択する事で、各常任委員会などを通じて当局に対して意見具申や提案をする中で議論をしております。結びに、貴行政書士会のご発展と会員皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

平成29年度行政懇談会（最終報告）

全体会報告書

1. 日時 平成29年10月5日(木) 14:10～14:50
2. 場所 静岡市葵区黒金町56番地 ホテルアソシア静岡3階「駿府」

統括 平岡康弘会長（西遠）、中山正道副会長（掛川）
座長 中里龍彦副会長（沼津）
サブ 渡邊政年副会長（御殿場）
広報 杉本和也理事（沼津）
監事 鈴木道夫監事、白岩正行監事、加藤 修監事
オブザーバー 常葉大学法務学長・法律学科長細川壯平様代理 島田久美子様
静岡県行政書士会名誉会長 宮本達夫様
静岡県行政書士会名誉会長 岸本敏和様

テーマ

① 新たなタイプの窓口表示板の設置について

説明 中里副会長 書記 石井理事

懇談の要旨

本会では、平成4年の県議会に対する「窓口業務適正化に関する請願」採択を受け、行政書士でない者が窓口で申請等を行わないよう注意喚起するための表示板を設置してきたが、年数経過による請願趣旨の風化や、散見する悪質業者の行為による住民の不利益を防止するため新たな表示板を用意することへの協力と理解を求めた。

回答や意見

平成4年の請願書の写しと会派ごとの紹介議員の署名の写し、平成24年以降行っている各市町における同趣旨の請願採択の進捗状況、新たな表示板の表示内容、行政書士法の成立経緯、会員の資質向上のために近年実施した講習会の実施状況を説明し、必要性を示した。

結論

全体会では提案の発表にとどまり、顧問議員へのお願いという形で終えた。

② 行政書士による法定相続情報証明制度について

説明 市原理事 書記 石井理事

懇談の要旨

「法定相続情報証明制度」は、平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）においてスタートした制度である。当制度が新たにスタートしたことにより、今まで（回数的に）煩雑であった「相続手続き」が合理化された。具体的には、戸・除籍謄本及び相続関係図を法務局に提出し認証文を交付されることにより、それ以降の諸手続きが、前述の作業を繰り返すことなく、この認証文の写しを提示することをもってそれに替えることが可能となった。このように行政手続きが円滑に運営されることが即ち県民の利便性向上にも繋がることであり、この制度は非常に有益である。この制度が広く普及するために、議員各位に各方面への対応のご協力をお願いした。

回答や意見

新制度の説明・報告のため特に無し。

結論

「法定相続情報証明制度」普及のため、各方面への対応のご協力をお願いした。

③ 行政書士による公教育出前講座の実施に向けた県内中・高等学校と関係する県議会議員の紹介及び企画書に基づく紹介議員を通じた各学校への働きかけについて

説明 田畑常任理事 書記 石井理事

懇談の要旨

本会が平成25年より検討・実施してきた公教育出前講座について、その教育上および社会貢献としての重要性和、インターンシップ推奨の観点から今後も継続実施していきたいと考える。すでに一定の成果実績を残した大学に対して、中学・高校への取り組みを強化したく、各議員にその関係校を中心とした働きかけをお願いした。

回答や意見

前年度の検討グループが作成した、小学校・中学校・高校とに分けた対象学生向けの出前講座実施内容の企画書を提示し、必要性を示した。

結論

全体会では提案の発表にとどまり、顧問議員へのお願いという形で終えた。

第1分科会報告書

1. 日 時 平成29年10月5日(木) 15:00~16:20
2. 場 所 静岡市葵区黒金町56番地 ホテルアソシア静岡3階「駿府」
3. 出席者 静岡県議会総務委員会
 - 副委員長 塚本 大議員(志太)、田形 誠議員(西遠)
 - 委 員 盛月寿美議員(清水)、天野 一議員(静岡)、佐地茂人議員(静岡)
 - 竹内良訓議員(西遠)
 静岡県議会文教警察委員会
 - 委員長 土屋源由議員(伊豆)
 - 委 員 宮沢正美議員(三島)、佐野愛子議員(志太)、岡本 護議員(西遠)
 静岡県行政書士会
 - 座 長 中里龍彦副会長(沼津)
 - サ ブ 大塩博喜常任理事(静岡)、福田美奈子常任理事(榛原)、石井康一理事(伊豆)
 - 書 記 鈴木 淳理事(富士)
 - 支 部 長 藤井正春支部長(伊豆)、長谷川博之支部長(御殿場)、勝又智子支部長(裾野)
 - 横井博人支部長(富士)、戸本由紀子支部長(志太)、鈴木幹久支部長(中遠)
 - 委 員 会 梅原勤一理事(志太)

テーマ

① 静岡県ホームページ内の書式ダウンロード等の各手続き案内ページへの行政書士の表示について

説明 石井理事 書記 鈴木理事

懇談の要旨

静岡県ホームページ内の書式ダウンロード等の各手続き案内ページに、相談窓口として行政書士の表示をしていただけないだろうかと要望した。

回答や意見

- ア どの分野での表示が必要なのか、行政書士業が広範囲にわたる為に提出先を特定出来ない。
- イ 基本的に本人申請が可能な為、行政書士の位置付けが難しい。
- ウ 有償・無償の区別や悪意の無い業務協力などに対する正当性や必要性を明確にする必要があると思われる。
- エ 他士業との区別が明確でない。
- オ 単なる行政書士業の保護と見られかねない内容も考え、現状の説明が必要と思われる。
- カ 県ホームページ等に、行政書士業の明示があることにより相談対象者にメリットはあると思われる。

結論

- ア 現状、悪質業者が在ることをふまえ、県民への不利益を防ぐためにも、取締りの方法を考える上で、表示の必要性もあると思われる。
- イ 県民の利益が主であり、利益を守るためにも必要であるとして、要望の一つとして、委員会内・県の課内での調整も含め、持ち帰り検討させていただくとのことでした。

② 公教育出前講座を活用した成年後見制度の普及（特別支援学校のPTA等）

説明 福田常任理事 書記 藤井伊豆支部長

懇談の要旨

- ア 成年後見制度の普及についての取り組み状況について
 - イ 行政書士による公教育出前講座の実施に向けた県内中・高等学校と関係する県議会議員の紹介及び企画書に基づく紹介議員を通じた各学校への働きかけについて
- 上記2点のテーマにつき、報告者から全体会添付資料3などを使用し、現状の報告を行ったうえで、静岡県又は関係市町の教育委員会や、出席県議会議員皆様の出身校ほか、それぞれの地域における議員活動の中で、本会公教育出前講座の開催実施につながるような、紹介等のご協力をお願いした。

回答や意見

- ア 行政書士会会員より直接各学校へ働きかけるのが最適ではないか。
- イ 成年後見推進と出前授業という制度が結びつきにくいのではないか。
- ウ 各市町教育機関にそれぞれ講師等のリストを作成している為、その名簿の中に、行政書士もエントリーさせてもらえるようにしたら良いのではないか。
- エ 県教育から県下機関に支援指示を依頼することは難しいことである。
- オ 成年後見バージョンの企画書を作成してください。
- カ 行政書士のメンバーが地域の関係機関の方々の関係で取り組むべきではないか。
- キ 本件については、行政書士としての立場での要請活動でなく、県民の立場で物事を幅広く取り組んでいかなければ、物事はうまくいかないと思うのでよく検討してほしい。

結論

今後、本会より具体的な提案があれば検討の上、アドバイスやできる限りのご協力をしていただけるとのことでした。

第2分科会報告書

1. 日 時 平成29年10月5日(木) 15:00~16:20
2. 場 所 静岡市葵区黒金町56番地 ホテルアソシア静岡2階「ばら」
3. 出席者 静岡県議会危機管理くらし環境委員会
 - 委員 長 東堂陽一議員（掛川）
 - 副委員 長 河原崎 聖議員（島田）、良知淳行議員（志太）
 - 高田好浩議員（静岡）、野澤義雄議員（西遠）

静岡県議会厚生委員会

委員 仁科喜世志議員（三島）、林 芳久仁議員（清水）、天野進吾議員（静岡）
前林孝一良議員（静岡）、山崎真之輔議員（西遠）

静岡県行政書士会

座長 児島良孝副会長（静岡）
サブ 五條義人常任理事（島田）
書記 山本恭彦理事（三島）
支部長 原田重紀支部長（清水）、名波正郎支部長（榛原）、奥山浩行支部長（水窪）
委員会 松浦富雄理事（島田）、永井宏樹理事（中遠）
足立裕明委員（清水）、永井克典委員（西遠）、鎌田俊己委員（中遠）

テーマ

① 産業廃棄物処理業許可における事務処理と審査基準について

説明 山本理事 書記 鎌田委員

懇談の要旨

ア 許可申請の標準事務処理期間と審査基準について

産業廃棄物処理業における事務処理期間については、静岡県許認可事務処理規定により、標準事務処理期間は申請書受付日より収集運搬業許可関係は40日、処分業許可関係は50日と定められているが、この標準事務処理期間は適正な事務処理をする事を前提として定められたもので、不備があれば補正が必要で申請書の補正が終了するまでの期間は、事務処理期間に含まれないものとされている。

これによって申請等における修正・補正事項は事務取扱要領にない指示事項が多く審査基準の裁量は担当者に委ねられているのが現状である。よって、前回の更新時の事項を覆す内容の審査基準の追加による補正が多々見られるので法的根拠を示し迅速な事務処理対応をお願いした。

イ 積み替え保管行為の必要性について

産業廃棄物の収集運搬に当っては解体現場等の排出場所で収集する場合、粗分別された混合廃棄物のコンテナ容器を収集せざるを得ない場合から、再度受入先の処分方法に応じ分別して処分を委託する必要がある。静岡県は特別な場合を除き「積み替え保管行為」を認めていないことから、粗分別された混合廃棄物は中間処理業者で再分別されているのが現状である。

よって、収集運搬業者としては中間処理業者に搬入出来ない場合排出現場以外で再分別する必要があることから、行政指導を受けるケースがあるので「積み替え保管行為」を認めていただきたいと要望した。

ウ 実情を踏まえた保管施設の確保について

中間処理業者においても同様に処理前・処理後の保管施設を処理施設及び処理品目に応じて保管施設を確保する必要があり、中間処理業者が保管スペースを確保する事は非常に困難である。できれば処理前・処理後の保管施設を建設系産業廃棄物の場合は混合廃棄物として保管施設を認めてもらいたいと要望した。

回答や意見

静岡県は他県に比べて産業廃棄物の事務処理取扱要領が特に厳しいと聞いている。しかし過去に不法投棄による違反事例があったと聞いているので少々の行政指導は止むを得ないと思うが、現状としては厳しくせざるを得ないのではないかと、但し、更新時における前回申請時との著しい行政指導は是正する必要があると感じるとのことでした。

結論

産業廃棄物許可審査や産業廃棄物処理の現状について、県議会議員の皆様にご理解を深めていただくことができた。要望事項とした事務処理と審査基準について、静岡県の指導基準の考え方が安全第1で、処理実態に関する把握・考慮が不足している状況をお伝えし、改善の必要性を感じていただくことができた。こうした点の解決に向けて、今後もお力添えをいただくことを強く要望し、理解をいただいた。

② 罹災証明書の書式統一化について

説明 五條常任理事 書記 松浦理事

懇談の要旨

他の二つのテーマで時間が押していたため、以下の内容の説明と要望を行いました。

本会では、県下すべての市町と大規模災害時被災者支援協定を締結していますが、その支援の中心と位置付けているのが、罹災証明書発行の手続です。

すでに本会では、実際の支援活動を行うにあたり、自治体職員と被災状況を調査した場合の「罹（被）災現況調査書」様式を作成し、この内容に基づき罹災証明書を発行することを考えています。しかしながら、この罹災証明書の様式が各市町ごとに異なっています。いざという時により迅速に、そしてより効率的に支援できるよう、県には各市町の特徴や独自性に配慮しつつも「標準罹災証明書」書式のようなものを、規定していただくよう要望した。

回答や意見

残り時間がなく説明、要望のみとなりました。

結論

今後も懇談の機会を見つけ議論をすることとしたい。

③ 行政書士による成年後見制度への取り組みについて

説明 足立委員、永井克典委員 書記 永井理事

懇談の要旨

本会では、成年後見制度を充実させるための組織として、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡支部を設立しております。

成年後見制度においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、概ね5年以内に成年後見制度利用促進基本計画（以下、基本計画とい）の策定が予定されています。

今後各市町では、基本計画に基づく地域連携ネットワークとなる協議会の設置が進むと思われます。そこに専門家団体として本会が参加できるよう、各市町への働き掛けをお願いします。

回答や意見

顧問県議より各市町の地域連携ネットワークの進捗状況や、行政書士会の成年後見への取り組みの質問がされた（浜松市で協議会が設立され、参加している旨を説明）。

また、各市町と地道に連絡を取り合い、実績を重ねることが大切で、今後も側面から支援を行うとの協力をいただきました。

結論

県内全市町の協議会へ参加できるよう、各市町と連携をとりながら、市民向けセミナー・無料相談会の実績と、各市町への訪問・働きかけを継続していく。

第3分科会報告書

1. 日 時 平成29年10月5日(木) 15:00～16:20
2. 場 所 静岡市葵区黒金町56番地 ホテルアソシア静岡2階「あやめ」
3. 出席者 静岡県議会文化観光委員会
副委員長 藤曲敬宏議員（伊豆）
委 員 曳田 卓議員（沼津）、桜井勝郎議員（島田）、渥美泰一議員（西遠）
静岡県議会産業委員会
副委員長 蓮池章平議員（沼津）、木内 満議員（富士宮）
委 員 鈴木澄美議員（富士）、伴 卓議員（富士）

大石裕之議員（榛原）、阿部卓也議員（西遠）

静岡県行政書士会

座長 岩瀬喜臣副会長（静岡）
 サブ 田畑 浩常任理事（伊豆）、内山 亮常任理事（西遠）、我妻和男委員（静岡）
 書記 黒田 忍理事（静岡）、中村聡介理事（裾野）
 支部長 服部正明支部長（沼津）、諏訪田光紀副支部長（静岡）、榛葉論司支部長（掛川）
 塩崎宏晃支部長（西遠）
 委員会 成瀬記言理事（西遠）、田中めぐみ理事（志太）、市原 誠理事（沼津）
 若杉利枝理事（島田）

テーマ

① 県条例（静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例第5条）にある「知的資産の活用」の具体的施策への行政書士の利活用並びに経営革新・補助金申請の手続に関する行政書士の利活用について

説明 岩瀬副会長 書記 中村理事

懇談の要旨

県条例『受注機会の増大条例』の第5条にある“自らの知的資産活用”の具体的な支援策の策定にあたり、京都府の例に見られる知的資産経営報告書の活用を提案させていただきました。併せて企業が必要とする手続きの大半を取り扱う行政書士の強みと知的資産を活かした行政書士が行う中小企業支援の内容を説明し、これらの知識と経験を県の支援策策定に利活用していただきたい旨お願いしました。

また補助金の申請手続きについては、補助金交付決定後の事務管理から清算手続きまでを取り扱う行政書士業務の特徴やこれにより採択された金額の交付時における減額を防ぎ、予算満額執行の確率を高めるなど県の補助金制度を側面からサポートできる旨説明し、県内中小企業に適切な補助金活用を推奨している行政書士の活動にご理解とご協力をお願いしました。

回答や意見

熱心に私たちの説明をお聞きいただき、行政書士が行う中小企業支援に強い関心を示され、私たちの活動について多くのご質問やご意見をいただきました。

主なご意見等は次のとおりでした。

- ア 知的資産の活用に2010年から取り組んでいるそのノウハウを施策に盛り込む可能性はある。
- イ 中小企業診断士が先行しているので、行政書士会はまだ弱い。経営革新・補助金に関して、アピール度合いが弱い。
- ウ このような行政書士の中小企業支援をもっと世間に知らしめるためのPR活動が必要。

結論

行政書士の中小企業支援がまだまだ世間に知られてないことを痛感いたしました。実践している内容には一定の評価をいただけたものと思います。

今後は、県担当者に行政書士が行う中小企業支援の内容をPRしながら、知的資産経営報告書の活用をはじめとした有効な施策を積極的に提案していきたいと考えます。

また県民に対しても経営革新・補助金ほか行政書士の中小企業支援を広報して参ります。

② 「ふじのくに留学生就職促進プログラム」における行政書士の利活用について

説明 黒田理事 書記 成瀬理事

懇談の要旨

留学生が就労するには在留資格が必要だが、その基準を満たしているかどうかを採用担当者が知らないケースがあり、そのため採用内定しても働けないことがあるという問題を説明した。

本会として無料相談会を開催し、在留資格から就職率をあげる支援を行っている旨の説明をした。

この件に関して、お困りごとがあれば、本会にご相談をいただけるようお願いした。

回答や意見

就職をマッチさせるセンターはあるかとの質問があり、そのような機関はないと回答した。

結論

今後も同様の活動を進めていくこととした。

③ 外国人を総合的に支援する体制の確立及び静岡県行政書士会の役割と、外国人に関する紛争解決のための「行政書士ADRセンター静岡」の設置について

説明 我妻委員 書記 黒田理事

懇談の要旨

これまで行政書士は、外国人の入国・在留資格の手続きをやってきている。今般、本会では、日本人と外国人との間の紛争（「離婚の紛争」・「企業内の紛争」・「日常生活での紛争」・「学校内での紛争」）に関する相談、解決を行う「行政書士ADRセンター静岡」の設置をするべく、法務省の認証申請を11月に行う予定としている。また、技能実習法の施行により、行政書士が監理団体の外部監査人に成ることが出来るようになった。

今後は、行政書士が外国人に対する総合支援をできることとなるため、本会に対するご理解とご支援を賜りたい旨お願いした。

回答や意見

多文化共生の点で重要なことである。との意見をいただいた。

結論

今後も静岡県議会文化観光委員会と話し合いの場を持ち、積極的にPRをしていくことが必要である。

第4分科会報告書

1. 日 時 平成29年10月5日(木) 15:00~16:20
2. 場 所 静岡市葵区黒金町56番地 ホテルアソシア静岡3階「駿府」
3. 出席者 静岡県議会建設委員会
副委員長 渡瀬典幸議員（中遠）
委 員 中澤通訓議員（清水）、諸田洋之議員（志太）、落合慎悟議員（志太）
静岡県行政書士会
座 長 土田 哲常任理事（伊豆）
サブ 鈴木 晃副会長（西遠）
諸田 薫常任理事（静岡）、鈴木市代常任理事（中遠）
書 記 川口 修理事（沼津）、谷口民衛理事（御殿場）、村松貴史理事（中遠）
支部長 深澤 力支部長（賀茂）、河野洋昭支部長（三島）、村松利光副支部長（富士宮）
鈴木芳雄支部長（島田）

テーマ

① 静岡県発注の測量業務委託での官民境界確定協議の徹底とその活用について

説明 土田常任理事 書記 川口理事

懇談の要旨

現在、静岡県で発注されている道路整備や拡幅に伴う測量業務を説明し、その発注が主に工事担当課で発注されている現状を説明した。

その業務内では不動産登記法に基づく土地分筆登記等の付随業務も行われており、官民境界確定等の境界確認作業が、静岡県が定める官民境界確定申請書の提出をせずに実施されている。

この為、官民境界確定申請業務を担当する管理課等へ、境界確定や立ち会い確定結果が、報告されず終結している。

また、該当する市町の境界確定担当課へも報告周知されていない。

このような事務所内での担当課相互の横への連絡が行われていないため、官民境界確定を必要とする一般県民が、工事担当課で確定した境界を再度管理課等へ、再申請しなければならず、経済的にも時間的にも負担が生じている。

非常に不合理な事態が発生しており、このような不合理な事態の改善と防止をお願いしたい。

回答や意見

説明や不合理な実態は十分理解された。

結論

早々に建設委員会が開催される予定があるので、その場で協議したいとの回答があった。

また、このような実態を具体的な書面等による資料として作成し、今後、本会からも静岡県を担当課へ要望書を提出してはどうかとの提案があった。

② 開発行為における道路等に関する基準について

説明 土田常任理事 書記 川口理事

懇談の要旨

現在、静岡県で行われている開発行為申請が各市町へ許可の決済権が移管され、技術的な基準や指導も移管されていることを説明した。

その基準や指導が、統一化されておらず、各市町の裁量や考え方の相違により開発行為が可能な市町と、そうでは無い市町に区分されている実態を報告した。

特に、開発区域が面する道路幅員の規定は、重要な規定であり、その予定する開発行為のキーポイントとなり、基準や指導の相違により、実現可能な市町と、そうではなく実現が出来ない市町に、区分されてしまう現状を報告した。

地域の発展や雇用の促進等が期待出来る建設的な事業である民間の開発行為について、各市町の再度の協議を行い、県内一様な開発基準の指導要綱の実現を要望した。

回答や意見

説明や各市町による指導の相違は、理解された。

結論

都市計画法の規定に関する事項であり、各市町の事情も配慮されることでもあるため早々に対応や至急の要望は出来ないが、具体的な凡例を示し、今後、行政書士会からも静岡県を担当課へ要望書を提出し、協議を推進してはどうかとの提案があった。

③ 農業委員会法改正に伴う行政書士の利活用について

説明 土田常任理事 書記 川口理事

懇談の要旨

農業委員の現在の状況や今回改正の目的を、パンフレットを用いて説明した。

その説明内において、私共行政書士が最良の適任者の一員であることを強く説明した。また、この取り組みは本会が全国的に見て最も積極的に活動し、その成果も現実化していることを報告した。

今後もこの活動を積極的に推進し、静岡県内において多くの登用がなされるよう活動をする旨を伝え、その活動への積極的な協力を願いたい旨をお願いした。

回答や意見

説明や各市町への取り組みは理解された。

しかし、農業委員の登用は、地区農業者の支配力が強く出る結果が多く、代理者としての行政書士と農業委員

としての行政書士の立ち位置への質疑が出た。

国の方針では問題がない旨の説明を行い、理解を求めた。

結論

実際に登用された行政書士の今後の活躍と、時間を掛けた理解の必要性が感じられた。

④ 県道内にある個人名義の土地問題（道路内民地問題）について

説明 諸田常任理事 書記 谷口理事

懇談の要旨

当該テーマに付き、喫緊の課題ではないが、時間の経過とともに権利関係が複雑になることは容易に考えられることであり、譲渡契約前段階の権利者等の整理作業を行政書士に業務委託できるよう、県当局に対し働きかけてほしい。

回答や意見

口約束ではいけないので、文面等を提出し、積極的に要望することは、やぶさかではない。一緒に同行するつもりである。

結論

懇談の趣旨は十分把握できたので、今後、一緒にやっっていこうとの意見をいただいた。

⑤ 大型車等の出発地・目的地となりうる地点周辺の道路便覧未収録道路について

⑥ 工業地帯内の道路の整備と重さ指定道路への格上げによる物流の活性化について

⑦ 市町村道や県道の道路台帳図情報のオンラインでの公開について

説明 鈴木常任理事 書記 村松理事

懇談の要旨

⑤～⑦のテーマに関して、時間的におしていたこともあり、一括して説明をさせていただいた。

大型車等の出発地・目的地となりうる地点として、工業地帯や物流拠点などがあげられるが、国交省の特殊車両通行許可における道路便覧に道路情報が上がっていない箇所がいくつか見受けられる。こういった未収録道路を少なくすることにより、特殊車両通行許可申請における申請や審査の負荷を少なくし、大型車の無許可通行を減らすようにしていただきたい。また、そういった大型車等の出発地・目的地となりうる工業地帯等の道路を整備し、重さ指定道路へ格上げをすることができれば、新規格車による運行が道路法による許可を得ることなく、行えるようになるため、無許可運行が減少し、物流が活性化することにつながることから、是非お願いしたい。

⑦については、特殊車両通行許可申請のみならず、さまざまな道路に関する業務で、われわれ行政書士だけではなく、一般市民にとっても有益な情報となるため、できる限りの情報公開をお願いしたい。

回答や意見

時間の都合で深い議論まで至らなかったが、前向きに考えていただけたと思われる。

結論

引き続きこのテーマについては、行政懇談会以外でも働きかけを行っていく。

特に⑦に関しては、資料のとおり公開していない自治体が多数存在しているため、積極的に働きかけをしていく。

※ 道路台帳公開状況の中で富士宮市が未公開となっていますが、本年3月31日より路線網図をウェブ上で公開しています。

— 平成29年度 行政書士試験の実施報告 —

試験実施日：平成29年11月12日 日曜日

試験会場：日本大学国際関係学部三島駅北口校舎

行政書士試験が、今年も例年どおり11月の第二日曜日である12日に、日本大学国際関係学部三島駅北口校舎を会場として、試験場責任者である五條常任理事の下、会員及び事務局の総勢92名によるサポートを受けて実施されました。

静岡県行政書士会が、一般財団法人行政書士試験研究センターより平成12年度に行政書士試験事務の委託を受けてから今回で18回目になります。

試験実施に先立って、10月28日土曜日に試験会場で事前打ち合わせを行った上で本番に臨みました。

当日は、朝方冷え込みましたが、晴天に恵まれ、交通機関の乱れやの試験中の大きなトラブルもありませんでした。

受験者数は年々減少傾向にあり、今年度の静岡会場での受験申込者数は1,234名（前年比－24名）、実際の受験者数は966名（前年比－9名）でした。



試験当日「朝の会」風景



設営風景



試験室へ急ぐ受験者の皆さん



試験室の様子

各試験室でチーフ監督員を中心に解答用紙を迅速に集計して頂いた結果、予定より早い17時前には事務処理が終了し、各支部からの応援者は解散となりました。



事務処理完了を告知する掲示版



試験後、用品チェックの様様

サポートをしていただいた会員の皆様のご協力に感謝致します。
尚、合格発表は平成30年1月31日の午前9時に公示される予定です。



平成29年度

行政書士制度広報月間実施報告

10月の1か月の間、『行政書士制度広報月間』として、本会開催事業の他、17支部が県内合計34カ所、総勢149名の会員の皆様が相談員として参加する無料相談会を開催しました。

また、独自のPR活動を展開した支部もありました。

1. 本会開催事業

	日時	実施事項	告知方法・実施方法	備考
事業の概要	10月2日	SBSラジオへの会長出演	平岡会長が「鉄崎幹人のWASABI」に出演し、行政書士制度及び行政書士制度をPR	詳細は秋号（No.289）P19参照
	10月2日、3日	電話無料相談会	静岡県行政書士会館にて総勢10名が対応	詳細は秋号（No.289）P19参照
	10月1日から 10月31日	ラジオスポット広告	HP上にて詳細告知	
	10月17日	官庁訪問	担当支部：志太支部	詳細はP19参照

2. 支部開催事業

	日時	場所等	告知方法・実施方法	備考
共通の活動	10月1日から 10月31日	静岡県内34カ所	17支部が、それぞれ自治体の広報誌でPR	配置した相談員 総勢149名
			17支部が公的施設に相談所を設置し、無料相談会を実施	
支部独自の活動	10月1日から 10月31日	各市町の関係官庁	ポスター等の配布 非行政書士排除の啓蒙	
		三島支部	FMラジオ「ボイスキュー」へのCM、支部広報担当者の出演	
	10月21日、22日	西遠支部	浜松市北部協働センター祭りに、支部としてブース出展	
		掛川支部	支部会員名簿及び「ユキマサくん」グッズ300セットの配布	
		中遠支部	無料相談会ポスターの作成及び各所への掲示	
		水窪支部	回覧板と同報無線を利用した告知PR	
		沼津支部 富士支部 御殿場支部	地元新聞に広告掲載	

支部開催の無料相談における項目別の相談件総数

権利義務・事実証明								許認可関係									
遺言・相続	各種契約	定款・内容証明・記帳会計	不動産関係	戸籍関係	知的財産	その他	合計	建設・風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	行政不服申立代理業務	その他	合計	総計
65	1	1	18	2	0	11	98	2	4	1	7	1	0	0	2	17	115

※以上、各支部から提出していただいた「H29年度行政書士制度広報月間活動アンケート」を基にしております。

平成29年度官庁訪問

担当支部 志太支部

日 時 平成29年10月17日(火)

訪問先及び訪問内容

○藤枝市役所

非行政書士排除の請願に基づく窓口指導徹底のお願い

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定に係るマニュアルについての説明

○中部保健福祉センター環境課

非行政書士排除の請願に基づく窓口指導徹底のお願い

行政書士が行っている諸手続きに係る対応について相互の意見交換



全国知的財産業務担当者会議

平成29年11月28日・29日に虎ノ門タワーズオフィス 8階カンファレンスルームにて、全国知的財産業務担当者会議が開かれました。静岡会からは、地理的表示に関する担当者として志太支部の山本則靖会員と著作権業務普及グループの中津川が出席しました。

内閣府知的財産戦略推進事務局仁科雅弘参事官から、内閣府が進めている「知的創造教育推進コンソーシアム」についての説明があり、今後コンテンツが重要な日本の産業となる認識のもとで、将来の知的財産の担い手である子供たちに、専門家による知的財産の活用方法及びそれらを取り巻く法制度に関して教育を提供できるシステムの構築を推進している説明がありました。

その後、東京会、岩手会、静岡会各単位会における著作権教育の取組事例の発表を行い、静岡会は、高校への出前講座や静岡産業大学で行っている冠講座の説明と、著作権業務普及グループが行っているオープンセミナーや著作権相談員養成講座、著作権相談事例集および昨年度の出前講座の資料を提供しながら、会員各自が各々のネットワークを活かして公教育を進めていく方針を示した著作権講習会の様子などを発表しました。

その後、農業分野における知的財産業務の事例の発表があり、北海道会と静岡会が発表しました。静岡会は山本会員が「焼津鰹節」に関するG.I.（地理的表示）の申請に関する現状と課題について、実際の申請に基づいて発表しました。

2日目は日行連が取り組んでいる、知的財産業務に関する活動の発表があり、前日のコンソーシアムへの積極的な参加と著作者不明の場合の文化庁の裁定に関する新たな制度（オーファンワークス）に関する説明、及び事前に行われた各単位会の活動状況に関するアンケート結果の発表をして終了しました。

著作権業務普及グループ キャプテン 中津川浩淳



投稿

江戸の奇僧・風外禅師の生涯

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 出生

風外は、永禄十一年(1568)、上州(群馬県)碓氷郡土塩村に生まれた。山口玄蕃は、小田原大道寺駿河守政繁の家臣。天正十年(1582)、山口玄蕃は、松井田城を守る織田信長の家臣、津田小平次を追放し、松井田を北條の城とした。山口主馬こと風外も、参戦し、活躍した。山口主馬は、政繁の子を連れて城を逃れ、乾窓寺へ潜んでいたが、やがて、炎の中に消えた。幼少の頃、風外は、母親の死に逢い、村内にある乾窓寺に託された。

なお、江戸時代には、風外と呼ばれた人は、他に二人いる。一人は、寛永、正保の風外で、もう一人は、天明の風外である。この二人が風外としてよく混同されている。

(二) 出家と旅立ち

炎から逃れた風外は、天正元年(1573)、群馬県安中市上後閑の長源寺(曹洞宗)に入った。そこで剃髪し、風外と命名され、為影清春の弟子となった。師の薦めにより、天正十一年(1583)、秀道大逸らとともに、群馬県北群馬郡子持村の双林寺に入る。そして、禅僧として本格的に修行する。しかし、山田天六の娘に手をつけたとされ、寺を飛び出した。慶長元年(1596)、曹洞宗・臨済宗の名僧を尋ね、全国行脚をする。

(三) 曾我にて

風外は、元和四年(1618)、小田原の成願寺へ入る。そして、元和八年(1622)、小田原田島、上曾我横穴古墳跡に穴居する。岩窟に住み、書画を描く。

(四) 故郷にて

寛永五年(1628)、中島半蔵の依頼により、土塩村の故郷へ帰った。炎上した乾窓寺を再建しようとしたのだ。風外は、乾窓寺の襖絵や天井絵を描いた。風外は、ある老婆から話を聞き、原田家の墓地にお参りした。そして、風外は、乾窓寺が再建され落慶供養が終ると故郷を出て行った。

(五) 真鶴にて

風外は、寛永五年(1628)、上曾我の洞窟から真鶴の岩窟へ移る。そして、寛永七年(1630)、真鶴に天神堂を開き、本尊天神木仏像を彫る。そして、石切奉行の小河織部正良が、岩場から足を踏み外し、海に落ちて死んだことを綱元の五味伊右衛門から聞き、風外が、棺に向かい、舍利礼文を三度唱え、渴を入れると、死者が蘇生した。

そのため、風外は、五味伊右衛門の願いにより、五味家の菩提寺、自泉院の裏山に住むことになった。伊豆半島地震の折には、五味伊右衛門、青木太兵衛らと協力し、地震による負傷者救済、家屋の再建など、真鶴の復興に尽力した。

正保二年(1645)、貴船神社に巖屋縁起を書く。正保四年(1647)五月、小田原に大地震が起こり、小田原城の石垣や建物が崩れ落ちた。風外のもとへ、最乗寺穀大徳や鉄牛らが、最乗寺復興の依頼にやって来た。慶安三年(1650)、貴船神社に貴宮大明神縁起を書く。

成願寺に達磨図を描く。慶安四年(1651)、小田原藩主・稲葉正則に招かれるが、伊豆山中へ隠れる。

真鶴へは、道祖神ウオークをしながら、よくでかけ、真鶴港が見える丘に風外の住んでいたという、洞窟があったことを思い出す。

(六) 入生田にて

小田原に戻った風外は、入生田村の牛伏山の洞窟に住んだ。村人たちと絵と米を交換して暮らした。八十歳のとき、承応元年(1652)、伊豆北条の竹溪院にて約三年間を過ごす。

小田原を去った風外は、伊豆山中で怪我をした。それを山で剣術の稽古をしていた天野小源太、小平次兄弟が助けた。これを聞いた北条檀徒は、伊豆へ使者を送り、風外を尋ねあてて、西伊豆の北条館へ招いた。檀徒は、文人館「竹溪院」を建て、風外をそこへ住ませた。

慶安四年(1651)、風外が文武を教えた天野兄弟は、由比正雪の幕府転覆計画に加わった。

二人のことが気になった風外は、北条檀徒や蓮泉尼に別れを告げ、旅立った。風外が駿府へ着いた時には、既に天野兄弟は、斬首されていて、羽鳥村の洞慶院にて、母親によって埋葬されていた。

落胆した風外は、掛川へ行き、狩野探幽と久隅景にめぐり合い、達磨図の指導をした。

(七) 晩年と死

風外は、狩野探幽から紹介のあった笹倉大学を訪ね、俵屋宗雪にあって、浜名湖北岸の「単丁庵」で過ごした。承応三年（1654）、遠州金指石岡にて、没した。金指に風外禅師の墓地がある。風外は、石岡村で乞食同然の生活をしていた。

引佐高校前の墓地の近くの標札に「死出の旅、どこまで行くも同じこと、ちょっとここで死んでみようか」と書かれている。風外は、金指の村人に穴を掘らせ、その穴に入る時に、「よし、私を埋めてくれ」と言って、植物のように、石のように平然と死出の旅路に着いたという。風外が金指へ来たことには小田原城の城代を勤めていた近藤秀用の本籍が金指であったことや、近藤一族が禅の信者であったことが関係している。

風外の死後、十年して、寛文四年（1664）の春、明の隠元禅師について黄檗宗の修行を積んだ鉄牛道機は、宇治の万福時を離れ、隠元の弟子湛独とともに、金指を訪れた。近藤貞用は感激して、独堪を金指に留め、風外が入滅した石岡に宝林寺を開基させて、近藤一族の菩提寺とした。

その後、鉄牛道機は、小田原へ戻り、寛文九年（1669）、稲葉正則が風外のために建立した招太寺の住職となっ

た。

貞享二年（1665）、「生類あわれみの令」が發布され、稲葉正則は、越後高田へ移封となった。その折、正則は、小田原城内にあった風外の作品「父母像」を江戸築地の下屋敷へ移して、父母の供養を行った。現在、この「父母像」は、「咳の婆婆」と呼ばれ、向島の黄檗宗弘福寺の境内にある。

(八) 宮本武蔵との関係

宮本武蔵は、風外禅師に遅れて十七年後の1584年に美作国（岡山県）吉野郡宮本村に生まれた。剣豪・二天一流の祖であり、二天道楽・二刀流を生み出した。1625年に熊本の雲巖寺に参籠し、兵法書の五輪書を表した。1645年死去したが、晩年は書・絵画・彫刻など気迫のこもった独特の水墨画を描いた。代表作が青木文庫である。

即ち、風外と武蔵は、ほぼ同時代に生き、水墨画である書・絵画を残している。特に、達磨頂相図などは、風外の達磨図にくらべてもすばらしい。

風外は幼くして母親と別れているが、武蔵も生母と三歳で別れている。もっとも、武蔵の母は、その後、播州の田住政久と再婚している。

二人に共通しているのは、若き日に学び、高齢にして書画を描いている。また、両者とも、権力者に対して、信用を置かなかった。孤独でそれに耐えた精神力はずばぬけていた。しかも、両者とも安定を求めなかった。武蔵は、風呂嫌いで、美食も嫌い、布団に寝なかった。要するに、両者とも、江戸初期に生きて、奇人として禅を学び、書画にすばらしい足跡を残したのである。

「富士に至る道」 ～富士山の登山案内絵図～

(御殿場支部 勝又 洋)

一、はじめに

富士山本宮浅間大社の門前町である富士宮市宮町。ここに平成29年12月23日、静岡県富士山世界遺産センターが開館した。地元の富士宮市の方々にとっては、待ちに待った開館であり感慨もひとしおの様子で、世界遺産センターが、まちの活性化に繋がることが期待されている。世界遺産センターは、富士山の普遍的価値を国内外に広め、次代に継承する情報発信、学術研究の拠点施設となるという。

富士山の世界遺産としての構成資産は、静岡県山梨両県に計25ヵ所点在する。こうした構成資産を関連付ける巡礼路の特定が学術研究の課題とされ、今後、世界遺産センターを拠点とした調査研究によって解明されることが期待されている。センター所属の研究者により現在、研究が進められている近畿地方を中心とする西国で流行していた修験道に由来する富士山信仰の諸集団による富士講の研究などは、江戸時代において関東地方の富士講が流行する以前から存在した古い富士講の姿であり、その実態の解明が待たれる。

世界遺産センターでは、開館記念展示として、「富士山の曼陀羅（参詣曼陀羅にみる富士山信仰の世界）」平成29年12月23日～平成30年2月12日を開催した。参詣曼陀羅とは、「主として、16～17世紀にかけて、霊場（寺院・神社）への参詣を目的として作成された宗教的な案内絵図」とされている。本展では、富士山を対象に描かれた富士参詣曼陀羅6点が紹介された。このような富士山を主題とした信仰的な絵画が描かれるようになったのは、室町時代からで、「富士曼荼羅図」はその代表的なものである。信仰の対象である富士山を上部に描き、中程に山内の富士道者の信仰的な姿が描かれ、下部に登拝の拠点である浅間神社の神域とその周辺の信仰施設を描いている。さらに江戸時代には、曼荼羅図の手法を継承した木版の一枚摺りの案内図が版行されるようになり各地に現存している。富士登山が大衆化した江戸時代後期から明治時代には、富士講の隆盛に呼応して登拝口ごとに登山案内の略絵図が数多く版行されるようになった。これらは日本の近代化

と共に、木版から銅版に、さらに印刷へと制作の手法を変遷させていく。本稿では、このような各登拝口で制作され、きそって参詣者に頒布された多種多様な富士登山案内の絵図や史料を紹介し、描かれている図像をもとに解説し、往時の富士に至る道を辿りたい。

二、東表口（御殿場口）登山道



「官許富士山東表口便道之畧図」 木版刷り 明治16 (1883) 年頃

最初に、富士山の登山道では、最も新しい登山道である東表口の登山案内図を紹介する。今では、御殿場口という呼称が一般的となったが、私としては、この登山道の開鑿に尽力した伴野佐吉の努力と苦心を想い、当初の呼称である東表口としたい。

本図は、明治16 (1883) 年に開鑿された東表口の案内図である。明治22年に開通した東海道線が描かれていないことや、図の上段の登山道を紹介する記載内容から、東表口の開鑿当初の案内図であると考えられる。図の題名に、「官許」と付されている。これは、伴野佐吉が新登山道の開設を志してから十年來の紆余曲折を経て、明治14年4月9日付けで佐吉を中心とする12名の発起人と、登山道に關係する村の戸主3名の連名により新道開鑿の願書を静岡県令（知事）提出し、明治15年6月15日に県令から開鑿の件が許可されたこと

をうけたものと推察する。「官許」とあえて絵図の題名に冠したところに、所志を貫徹した誇りと喜びが伝わる。

昭和9年に発行された郷土研究誌「北駿郷土研究5月号」に、伴野京治氏が、「故伴野佐吉翁の追憶」という文を寄稿している。この中に東表口の絵図に関する記述があるので引用する。

「十年心血をそそいだ新道開鑿許可指令をうけた佐吉翁は、直ちに工事に着手して約1年、翌16年5月8日竣工届を県令に提出した。然して翁はこの新道に適當なる名称を附し、同時に絵図等を印刷して諸国の登山人に撒布しようと試みた。しかし、新道名称の件は山形のまゝ、「富士山東表口」と称することに許可となったが、絵図の件は、「明治8年9月第三百十五号布告出版条例ニ準ジ届出ベシ」との付箋ありて却下となった。その後届出たるや否やは不明なるも、後に、略図出版に際し至急納本すべき旨群役所庶務課よりの照会状が残っているのを見ると、当然出版したものと史料される。所謂今の文書宣伝である。この辺にも翁の抜け目なき機智が存していた。」

この「略図出版に際し至急納本すべき旨群役所庶務課よりの照会状」が残っているという記述から、本図が、その後佐吉により届出をされたと思われる絵図であると推定される。伴野京治氏が寄稿した昭和初期において、佐吉が版行したこの絵図は、伴野家や関係者の筐底には、既に散逸して残部の取り置きがなかったものと推測される。

本図の図像は、東京や静岡方面からの富士に至る道筋が掲載されている。図の中央右側に「大山」が描かれ、赤い線によって「矢倉沢通り」や「大山街道」といった道筋が「御殿場」へと続いている。さらにその先には、富士山の東表口登山道と東口（須走口）登山道、須山口登山道が示されている。また、御殿場市印野地区に現存する「タイナイ」（印野御胎内洞窟）へ向かう道も見えることから、この場所が富士講道者の登拝の過程の重要な信仰施設として成立していたことが推察できる。右下側四角枠内には、「富士登山御支度 便道御案内所 便道開鑿人 御殿場驛一新講社 富士屋佐吉 神嶽教會便道講發起人」と記載されている。これにより本図は、東表口を開鑿した中心人物である伴野佐吉が版行した史料であることがわかる。佐吉は、御殿場市清後に生まれ、明治5年に御殿場村の旅館、富士屋の婿養子となっている。「一新講社」は、東海道興津宿の脇本陣水口屋が中心となり結成した品

川宿から伊勢に至る優良旅館の組合と云われている。「神嶽教會便道講發起人」とは、神嶽が富士山を意味すると推測されるので、富士講を中心とする信仰の登拝者を東表口へ誘導したい意向の表われと考える。本図は、東表口開鑿の歴史を顕彰する上で重要な史料である。



「富士山東表口便道畧図」 木版刷り 明治16（1883）年頃

本図は、明治16（1883）年に開鑿された富士山東表口（御殿場口）登山道の案内図である。御殿場口は、富士山の最も新しい登山道で、東表口・新道・中畑道などとも呼ばれた。本口は、御殿場の伴野佐吉を中心とする有志が、主に関東からの登山者をこの口に吸収しようと計画し整備された。明治16年に開鑿されたルートは、御殿場村～北久原村～仁杉村～中畑村というコースであったが、明治22（1889）年に、東海道線が開通すると、御殿場駅が起点となり、御殿場駅～湯沢～茱萸澤～中畑のコースに変更され、明治42（1909）年、中畑村滝ヶ原に陸軍の軍用道路が開通したことにより、現在の登山道の道筋が確定した。

この絵図は、伴野佐吉が版行した絵図と同様に、明治22年に開通した東海道線が描かれていないことや、図の上段の東表口を新道として紹介している文面から、東海道線が開通する以前の、東表口の開鑿当初に版行されたものと推定される史料である。管見が及ぶ範囲では、東表口登山道を主題とした富士登山の案内絵図としては、最も初期のもののひとつである。

図の上段中央には、「今回開ク處ノ富士便道ハ、中畑村ヨリ宝永山四合目ヲ見渡シ、地勢平坦ニシテ…」と、書き出しで始まる新しい登山道の紹介文が記されている。富士山には、東表口の合目とともに、東口

(須走口)と須山口の合目が記されている。また、東京や静岡方面から富士に至る道、さらに矢倉沢通りや大山街道などの道筋が地名と共に示されている。本図で特徴的であるのは、上部左右の「東京」と「静岡」と共に、「御殿場」や「古沢」、「中畑」の地名を四角枠で囲み、その枠の中にそれぞれの家並みが描かれていて、これらの場所が、登拝の過程の重要な地点であったことが推測される。さらに、四角枠で囲まれた「御殿場」の左脇、「永原」との中間地点、「茱萸澤」に向かう道筋の出発点に、朱色のまる印が付されている。これは、東表口参詣登山の起点としての信仰施設である新橋浅間神社の所在、または絵図の版行後に開通した東海道線の御殿場駅の位置を示しているものと推測する。

また、図の右下枠内には、「駿河 駿東郡玉穂村 東表口 富士本屋 佐藤与平治」の朱印が押捺されている。これにより、本図は、この図の版行当時、駿東郡玉穂村中畑（現在の静岡県御殿場市中畑）の「與平治茶屋」と呼ばれていた富士本屋（現在の富士本屋旅館）で頒布されたものと考えられる。「與平治茶屋」は明治22年5月に創業したと言われている。従って、本図は明治16年以降に東表口の関係者により版行され、明治22年5月以降に、茶屋の創業者である佐藤與平治により朱印が押捺された後、頒布されたと考えられる。印影には、富士講の講紋で多く見られる富士山を三峯

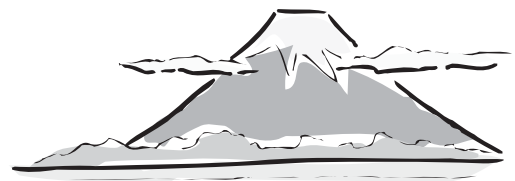
で描写した「三山」が描かれている。これは明治初期の富士山の紋章のひとつとして図像学的にも貴重であり、繊細でたいへん美しい印章である。さらに、この絵図には、小さく折り畳んだ折り跡が残っていて、富士講の登拝者が参詣登山の過程で休息のために與平治茶屋に立ち寄り、この絵図を入手し携行したものであると考えられる。

尚、明治16年頃に東表口登山道を開鑿した伴野佐吉が、自ら版元となって版行したと考えられる絵図、前述した「官許富士山東表口便道之略図」が存在する。この絵図と本図とは版は異なるが、絵図の内容がたいへん類似していることから、どちらかを底本として版行されたものと考えられる。

史料所蔵：個人蔵 写真撮影 筆者

主要参照・参考文献一覧

- ・御殿場市教育委員会 「富士山に関わった人々」
平成20年3月31日
- ・御殿場区史作成委員会 「御殿場区史」 平成28年
3月31日
- ・北駿郷土研究会 「北駿郷土研究 昭和9年5月号」
昭和9年5月1日
- ・「環境考古学と富士山 創刊号」雄山閣 平成29年
3月24日
- ・「聚美 2016冬号」聚美社 平成29年1月1日
- ・御殿場市史



掲示板

一般財団法人 建設業情報管理センターと覚書の締結

静岡県行政書士会は、会員の利便及び資質向上に資する為、一般財団法人建設業情報管理センターと、平成30年1月10日午後3時から3時30分に静岡県行政書士会館3階会議室で、講習会開催支援、建設業許可・経営事項審査制度の勉強会の開催、業務ソフト無償提供について、覚書を交わしました。

一般財団法人建設業情報管理センターからは糸川昌志理事長、井関徹東日本支部長、辰田幸三経営分析部部長3名の出席があり、静岡県行政書士会は平岡会長他副会長及び常任理事が出席しました。

締結式では、覚書締結後の相互の在り方について意見交換をして式を閉じました。



Bulletin board

掲示板

平成29年度関東地方協議会連絡会の報告

会 場 ホテル日航新潟「朱鷺の間」
 日 時 平成29年11月1日(水) 13時30分～17時15分
 平成29年11月2日(木) 9時00分～11時40分
 幹事会 新潟会

平成29年11月1日～平成29年11月2日に亘って関東地方協議会連絡会が新潟で開催されました。

連絡会の全体会では、大規模災害時に於ける被災者支援の実効性を高めるため、関地協の単位会が相互支援協定を締結しました。

この協定は、昨年連絡会に於いて幹事会であった静岡会の提案が実を結んだ結果です。



連絡会では、全体会のほか分科会で下記の議題について協議を行いました。

会議内容 全体会

講演会 「防災隣組/近助の精神」

講師：防災システム研究所 防災アドバイザー 山村武彦様

分科会

○会長会

法改正の推進について

丁種封印の受託状況について

所有者不明土地問題について

法定相続情報証明制度について

○国際業務連絡会

申請取次行政書士管理について

○運輸業務連絡会

OSSについて

出張封印について

○建設業連絡会

法改正について

○所有者不明土地関連会議

○ドローン研修

関東地方協議会

静岡会 新潟会 東京会 神奈川県 埼玉会 茨城会 栃木会 群馬会 山梨会 長野会 千葉会

Bulletin board

掲示板

2月22日は『行政書士記念日』です

2月22日は『行政書士記念日』です。この日に合わせて当会では下記のとおりPR活動を実施します。

電話無料相談会

日時 平成30年2月22日木曜日
10:00～16:00
場所 静岡県行政書士会館

会長のラジオ出演

日時 平成30年2月22日木曜日
9:30～約20分
番組 SBSラジオ「IPPO」内

平成30年度定時総会のご案内

日時 平成30年5月18日金曜日
場所 ホテルサンハトヤ
〒414-0002 静岡県伊東市湯川堅岩572-12
TEL. 0557-36-4126

平成29年9月1日小野田さんが採用され、入局されました。紹介いたします。

氏名：小野田菜穂
採用日：平成29年9月1日
趣味：旅行
一言：9月1日採用になりました。頑張ります。

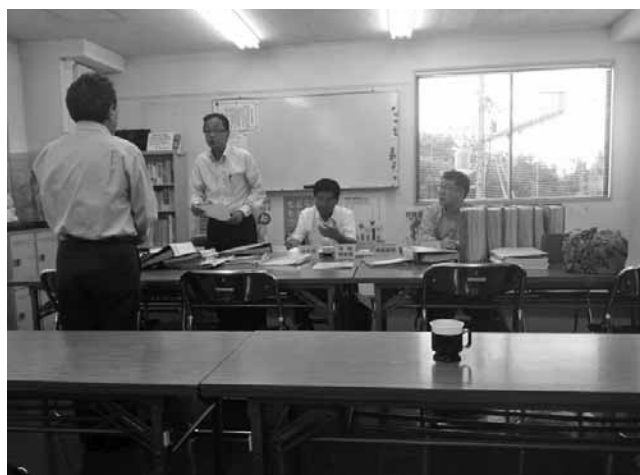


中間監査会

平成29年10月12日(休)、静岡県行政書士会館3階会議室に於いて、13時30分から前期の静岡県行政書士会及び静岡県行政書士政治連盟の会務及び収支について中間監査が実施されました。

出席者

監事 加藤監事、白岩監事、鈴木監事
行政書士会 平岡会長、中山副会長、大塩常任理事
経理委員会 奥山委員、吉川委員、藤田委員
政治連盟 児島会長、五條幹事長、中里副幹事長



Bulletin board

掲示板

広報委員会からのお知らせ

『行政しずおか』表紙を飾る写真を募集します

- ・テーマ… 静岡県の四季
- ・締め切り… 平成30年2月28日
- ・サイズ… データー（1作品2MB未満、jpg形式）のみ。本会メールアドレスに添付ファイルでお送りください。
- ・掲載時期… 2018年春号（2018年4月末発行予定）
2018年夏号（2018年7月末発行予定）
2018年秋号（2018年10月末発行予定）
※掲載写真の作者名も明記させていただきます。
- ・選考… 広報委員会にて、厳正に審査を致します。
- ・留意点… 応募作品は返却しません。
人物が被写体の作品は、応募者の責任において了解が得られているものとみなします。
入賞作品の著作権は撮影者に帰属しますが、静岡県行政書士会が会報誌、印刷物、ホームページなどに使用する権利を保有します。
応募作品は、未発表の作品に限ります。
撮影後、2年以内の作品に限ります。
1名につき、3作品までの応募を受け付けます（作品毎に表題を、メモ等にて記載してください。）。
『会員写真コンクール』と同一の作品が応募された場合は、当審査の対象から外させていただきます。
会報誌掲載にあたり、画角等を変更させていただく場合があります。

送付先 E-Mail shizuoka@sz-gyosei.jp 見出しに【広報誌表紙】と明記

※必ず支部名・氏名を明記してください。また、作品毎にタイトルを付けてください。撮影場所の説明なども記入してください。

会員の皆さんからの投稿を募集します

旅行記や俳句、川柳など趣味の発表の場として、会報をご利用ください。

投稿は随時募集しております

但し、投稿していただいたタイミングや誌面の関係上で、掲載が直近の発行号と異なる場合があります。

また、掲載者の氏名を明記させていただきます。

尚、記事等を掲載させていただいた会員は定時総会時に表彰させていただいております。

【投稿方法】

〒420-0856静岡県葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会 会報誌投稿係

E-Mail shizuoka@sz-gyosei.jp、見出しに【会報誌投稿】と明記してください。

※必ず支部名・氏名を明記してください。

【注意事項】

投稿の内容によっては、掲載を控えさせていただく場合があります。

原則として、投稿作品の返却はいたしません。

各号に掲載するのは、一会員一作品とさせていただきます（俳句、川柳、短歌は除く）。

文章による作品で誤字脱字等がある場合、広報委員会の判断で修正させていただくことがあります。

文章による作品は、一作品あたり2000字以内に納めてください。

【参考】

会報の発行時期…2018年春号（2018年4月末発行予定）

2018年夏号（2018年7月末発行予定）

2018年秋号（2018年10月末発行予定）

2019年新春号（2019年1月末発行予定）

Bulletin board

講習会・研修会

公教育出前講座講師養成講習会

日 時 平成29年11月9日(木)自13時30分至16時00分
 場 所 静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」
 102会議室
 講 師 御殿場市地方創生魅力創造スポーツタウン
 推進連絡会事務局 濱 砂愛美様(元FM
 パーソナリティ)
 内 容 (1) 観光PRから学ぶお客様との話し方
 (2) 出前授業の開拓実践例と体験談
 受講者数 14名

道路内民地調査業務に関する講習会

日 時 平成29年10月18日(木)自13時30分至16時30分
 場 所 静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」
 601会議室
 講 師 公共嘱託拡大PT委員
 内 容 (1) 道路内民地調査業務の経緯と今後の展
 望、現状報告
 (2) 現況調査業務
 (3) 贈与意思確認業務
 受講者数 15名

不当請求防止責任者講習会

日 時 平成29年11月20日(月)自13時30分至17時00分
 場 所 沼津商工会議所 4階会議室E
 講 師 静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局
 組織犯罪対策課 警備補 稲葉秀明 様
 (公財)静岡県暴力追放運動推進センター
 相談委員 萩原 浩 様
 内 容 (1) 暴力団情勢・暴力団対策法・静岡県暴
 力団排除条例の概要
 (2) 反社会的勢力への対応要領
 (3) 不当要求対応要領ロールプレイング
 受講者数 40名

国際業務に関する業務講習会

日 時 平成29年11月28日(火)自13時30分至16時30分
 場 所 レイアップ御幸町ビル 5階C会議室
 講 師 第1部 名古屋入国管理局 就労審査部門
 首席審査官 青野健治 様
 第2部 静岡地方法務局 戸籍課課長
 降旗優次 様
 内 容 (1) 就労資格(介護・技人国等)に係る申
 請取次上の留意点について
 (2) 帰化申請及び国籍取得手続について
 受講者数 84名



相続家事委員会講習会

日 時 平成29年12月13日(水)自13時30分至16時30分
 場 所 静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」
 会議室
 講 師 天野会員(西遠支部)
 内 容 (1) 民法(債権法)改正
 (2) 民法(相続法)改正の動向
 (3) 法定相続情報制度に関する質疑応答
 受講者数 67名



農地土木業務講習会

日時 平成29年11月30日(木)自11時00分至17時00分
 場所 沼津商工会議所
 講師 農地土木委員会 委員長 川口 修会員
 内容 (1) 農地法許可申請の説明
 (2) 都市計画法第43条申請の説明
 受講者数 52名

会社法講習会

日時 平成29年12月12日(火)自13時30分至16時30分
 場所 静岡産学交流センター「ペガサート」7階
 大会議室
 講師 法人・企業法務委員会 中村吉克委員
 内容 会社法に基づいた定款作成について
 受講者数 45名

経営革新計画を基にした補助金申請に関する講習会

日時 平成29年11月13日(月)自13時00分至16時45分
 場所 静岡県総合社会福祉会館シズウエル6階
 601会議室
 講師 経営産業振興財団経営革新班チームリーダー
 佐野哲様・白石香織会員・長田怜也会員・
 戸塚孝行会員・岩瀬喜臣会員
 内容 (1) 経営革新計画を基にした補助金申請に
 付いて
 (2) 補助金業務委員会の委員が直面する実
 施体験に付いて(3列)
 (3) “「事業見えるかレポート」書式集”(知
 的資産経営報告書A3版)活用法等解説
 受講者数 40名

農地土木業務講習会

日時 平成29年11月15日(水)自13時30分至17時00分
 場所 浜松市福祉交流センター
 講師 農地土木委員会 阿部浩明会員
 内容 (1) 農地法概要説明、農地法許可申請の具
 体事例説明
 (2) 都市計画法概要説明、都市計画法許可
 申請の具体事例説明
 受講者数 40名

風俗営業許可に関する業務講習会

日時 平成29年11月21日(火)自13時30分至17時00分
 場所 ペガサート7階大会議室
 講師 静岡県警察本部生活安全部生活保安課
 警部補 増田卓馬様
 風俗保険委員会 西村光二会員
 内容 (1) 風俗営業許可について
 (2) 風俗営業1号営業(社交飲食店)許可
 申請手続きについて
 受講者数 48名

つぶやき

「なんと（710）立派な平城京：平城京遷都」「鳴くよ（794）ウグイス平安京：平安京遷都」子供の頃の社会科の授業では、こんな具合に年号を語呂合わせで覚えたものです。

その中に、「いい国（1192）つくろう鎌倉幕府：鎌倉幕府成立」というものがありました。説明するまでもありませんが、鎌倉幕府が1192年に成立したことを覚えるためのものです。

しかし、現在では「いい国（1192）」ではなく「いい箱（1185）」。現代の小・中学生に鎌倉幕府が出来たのは？と質問をすると、「1185年」と返ってくるというのです。

1192年は源頼朝が征夷大将軍に就いた年。ですが、頼朝はそれ以前の1185年、軍事・行政官「守護」や、税金集めなどをする「地頭」を任命する権利を得て、幕府の基本制度を整えていました。

その事実注目すると、実質的に幕府が成立したのは1185年。この解釈が多数派となり、結果、現在では「いい箱（1185）つくろう鎌倉幕府」と教えられているのです。

まさか授業で教えられる年号が変わるとは。この話を聞いたときは驚きましたが、よくよく考えてみると、今までの常識が覆られることはよくあります。

鉄分が豊富に含まれているとされていた「ひじき」が、実際はそれほどでもないことが分かったのは昨年のこと。地震予知は可能だと断言していた政府がその方針を急転換し、報告書に「地震は予知できない」とはっきりと明記したのは更に記憶に新しいところでしょう。

法律の制定・改正も、広義では常識が変わるといふ範疇に入るかもしれません。

こういった常識が変わる瞬間をどう捉え、そしてどう対応していくのか。言い換えてみれば「嗅覚」。

この大切さに改めて気が付いた今日この頃でした。

谷村ベータ

湧き上がるもの

私には時々無性に聴きたくなる曲があります。そのひとつが、アレサフランクリンの「アメイズング グレイス（1972

年録音)」。そう、ゴスペルでとても有名なアレです。パプティストでも何でもない私でもこれを聴くと、体の中から温かくなり、目もとがジンワリとしてきて、「生きている！」と実感できるのです。あえて言えば、私に内在しているグレイス（神の恵み）に自身の体を通してそれに触れることなんだと。そうして私は、日々、理屈っぽいものと感情的なものの間を行ったり来たりしながら、結果としてバランスがとれているのだと思うわけです。欠くことができない絶対的なワンオブゼムとも言えますね。

やま

寒さと共に冬がやってきたので、毎年恒例である車のタイヤを冬装備に変えなくてはならない貧乏人は油圧ジャッキとエアコンプレッサーその他諸々の道具を用意して18インチ及び15インチのタイヤを4本ずつ、計8本の交換を自分で行いました。

タイヤ交換は無事に終わり、片付けをしていた最中に「折角エアコンプレッサーを出したからエアを使ってパソコンの中を掃除しよう」と思い家中のパソコンを家の外に引っ張り出して掃除を開始しました。

蓋を外してエアをかけると出るわ、出るわ、たくさん埃が出てきます。

そう！パソコンは本体から発生した熱を冷やす為にファン（扇風機）がついていて、空気をファンで強制的に内部に空気を送りこんで冷やしている。

要は扇風機で風を当てて冷やしている状態と同じである。

つまりは埃を一杯吸い込むわけで、この埃が内部に大量に溜まるので1年に一度は掃除しなければならないのであるが、なかなかやらずに手つかずのままって事が多い。これを放置するとパソコンの故障原因にもなり、ある日突然データが消えたとかかなりと大事になるのだが、他の人で気にしている人をあまり見た事がない…

皆さんも大掃除の時に一緒にパソコン内部も一緒に掃除をしましょう！

P S

終わった後にパソコンの配線を元に戻すのがメンドクサイのは秘密です。

P C自作人

編集後記

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

年頭にあたり、静岡県知事、静岡県議会議長、自由民主党行政書士制度推進議員連盟会長、行政書士制度推進静岡県議会議員連盟会長の皆様からご挨拶を頂戴しました。

また、会員の皆様には、写真コンクールに例年以上のご応募をいただき、ありがとうございました。当誌上に皆様の力作を掲載させていただきましたので、ご鑑賞ください。

さて、平成30年の干支は、戊戌（つちのえいぬ・ぼじゅつ）です。

「戌」の本来の意味は「滅」であり、「戌」の由来の「茂」は「植物が絶頂の状態」を表すそうです。それを捉えて、良いことはより良く、悪いことはより悪くなるなどと言われています。

しかし、そんな話題も年の初めだけであり、松の内が明けると忘れ去ってしまいます。

個人的には、良いことは、より良くなってくれるよう、悪いことは少しでも良い方向になってくれるよう努力をしたいと思っております。

そして、会員の皆様にとって、今年が素敵な一年になるようお祈り申し上げます。

掲示板

静岡県知事への新年挨拶

去る1月9日、静岡県行政書士会の役員が川勝平太知事へ新年の挨拶に伺いました。

静岡県行政書士会からの出席者

- 平岡 康弘 会長
- 中山 正道 副会長（会長職務代理）
- 児島 良孝 政治連盟会長
- 大塩 博喜 常任理事
- 鈴木 瑞枝 事務局長



県行政書士会が県社会福祉協議会へ寄付

平成30年1月10日、県行政書士会が県社会福祉協議会へ寄付をいたしましたので、ご報告いたします。

静岡県社会福祉協議会

常任理事 松浦 康夫 様

静岡県行政書士会からの出席者

- 平岡 康弘 会長
- 中山 正道 副会長（会長職務代理）
- 田畑 浩 常任理事



真争 活礼 乘斤 屋氣
平成30年(2018年)1月11日(木曜日) 県内総合 (2/2)



行政書士は、みなさんの毎日の暮らしに役立つ
行政手続のスペシャリストです。



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

2月22日は、
行政書士
記念日です。

記念日の由来

昭和26年2月22日に「行政書士法」が公布されました。日行連では「行政書士の自覚と誇りを促し、制度の普及を図る」との目的を達成するのに相応しい日として、この日を「行政書士記念日」と定めています。



日本行政書士会連合会

www.gyosei.or.jp

日行連



当日は電話無料相談会実施!! **受付番号** 054-254-3003 (午前10時~午後4時まで)

発行 静岡県行政書士会 会長 平岡康弘 編集 広報委員長 杉本和也

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846

発行年月日 平成30年1月31日